



島根県報

平成23年4月26日（火）

号外 第 112 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企訓令】

三成ダム操作規程の一部改正

2

島 根 県 公 営 企 業 訓 令

島根県公営企業訓令第1号

本 局
東部事務所

三成ダム操作規程（昭和53年島根県公営企業訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成23年 4 月 26 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第3条第1号中「高さ 2.1メートル」を「高さ2.10メートル」に、「高さ 4.40メートル」を「高さ4.40メートル」に改め、同条第2号中「0.5メートル」を「0.50メートル」に改め、同条第3号中「6立方メートル」を「6.00立方メートル」に改める。

第10条中「こえて」を「超えて」に改める。

第11条第3号中「第21条第2号」の次に「、」を加え、同条第4号中「の施設」の次に「及び発電所の施設」を加える。

第13条第1項中「洪水吐ゲートにあつては、」を「洪水吐ゲートにあつては」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2 ダムの洪水吐から放流する場合には、ゲートを次の順序によって開き、洪水吐第5号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加させるときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

洪水吐第1号ゲート

洪水吐第8号ゲート

洪水吐第2号ゲート

洪水吐第7号ゲート

洪水吐第3号ゲート

洪水吐第6号ゲート

洪水吐第4号ゲート

洪水吐第5号ゲート

3 ダムの土砂吐から放流する場合には、やむを得ないと認められる場合を除き、洪水吐ゲートの全開後とし、ゲートを次の順序によって開き、土砂吐第2号ゲートを開いた後さらにその放流量を増加させるときは、同様の操作を繰り返すものとし、開かれたゲートを閉じるときは、これを開いた順序の逆の順序によってするものとする。

土砂吐第1号ゲート

土砂吐第3号ゲート

土砂吐第2号ゲート

第14条第1項中「以下」を削る。

第15条第1項中「斐伊川と深野川との合流点」を「尾原ダム貯水池上流端」に改め、「する。」の次に「貯水池上流端とは、貯水位の変動に応じた貯水面と貯水池上流側の河川水位が交差する地点とする。」を加える。

第16条第2号中「始めた時刻及びこれを」を削り、同条第3号中「始めた時及びこれを」を削る。

第17条第3項中「のほか」を「の規定にかかわらず」に、「その他」を「その他」に改め、同条第4項中「おかなければならない」を「おかなければならない」に改める。

別図第1中「（第9条第2項関係）」を「（第9条関係）」に改める。

別図第2中「（第12条）」を「（第12条関係）」に改める。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第14条、第19条、第20条関係）

	通知の相手方		通知の方法	
	名 称	担当機関の名称	加 入 電 話	防災行政無線
1	島根県知事	雲南県土整備事務所維持管理部管理グループ	○	○
	奥出雲町長	奥出雲町総務課		
	島根県雲南警察署長	雲南警察署地域課		
	雲南消防本部消防長	雲南消防本部消防署警防課		
	島根県企業局長	企業局施設課		
2	中国地方整備局長	出雲河川事務所管理第一課	○	×
		出雲河川事務所尾原ダム管理支所		

別表第2（第15条関係）

サイレンの名称	サイレンの位置	サイレンの構造又は能力	摘 要
第1号警報所（ダム）	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川右岸）	能力 3HP 余韻防止付 聞こえる範囲 半径1.6km	現場操作のみ可能
第2号警報所（三成発電所）	島根県仁多郡奥出雲町三成（斐伊川左岸）	能力 5HP 余韻防止付 聞こえる範囲 半径1.9km	現場及び遠方操作
第3号警報所（三沢ダム）	島根県仁多郡奥出雲町三沢（斐伊川左岸）		

別表第3（第17条第1項関係）

観測すべき事項	観 測 事 項			観 測 回 数	摘 要
	名 称	位 置	構造又は能力		
貯水位及び流入量	三成貯水池水位観測所	島根県仁多郡奥出雲町三成 1393-1	有線遠隔	毎日1回（洪水時、洪水警戒時及び予備警戒時において60分ごとに1回）	流入量は第9条の規定により算定する。
	水位及び流量	加食水位観測所			
降水量	鳥上雨量観測所	島根県仁多郡奥出雲町竹崎 2128	有線遠隔		
		八川雨量観測所			
		三成貯水池雨量観測所		島根県仁多郡奥出雲町三成 1393-1	
積雪	三成ダム雪量観測所	島根県仁多郡奥出雲町三成 1393-1	積雪尺	11月～3月の間、1日、10日、20日の3回	

別表第4中「（第17条第2項及び第3項関係）」を「（第17条第2項、第3項関係）」に、「2時間」を「1時間」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月26日から施行する。